

### 国民健康保険 / 後期高齢者医療制度

## 高額医療・高額介護合算制度

国民健康保険(国保)または後期高齢者医療制度の被保険者が、対象期間(令和4年8月1日(令和5年7月31日)に支払った健康保険と介護保険の自己負担額を合算して、表の限度額を500円以上超えた場合、その超えた金額を支給します。対象期間中に八幡市の国保に継続して加入していた人と後期高齢者医療制度に加入していた人には、3月下旬から順次、支給のお知らせ対象になります。

国民健康保険(国保)を送付する予定です。または、申請してください。他市町村から転入した人や、他の健康保険等に加入していた人は、その自己負担額も合算できます。詳しくは令和5年7月31日時点で加入していた健康保険の窓口へお問い合わせください。

※医療と介護の両方の自己負担がある世帯が対象です。入院時の食事代や保険がきかない差額ベッド料、各種文書料などは対象になりません。

#### ■70歳未満の人

所得金額(※)	区分	限度額
901万円を超える	ア	212万円
600万円を超え901万円以下	イ	141万円
210万円を超え600万円以下	ウ	67万円
210万円以下	エ	60万円
市民税非課税世帯	オ	34万円

※所得金額 = 総所得金額等から基礎控除を引いたもの。

#### ■70歳以上の人

所得区分	限度額
現役並みⅢ(住民税課税所得690万円以上)	212万円
現役並みⅡ(住民税課税所得380万円以上)	141万円
現役並みⅠ(住民税課税所得145万円以上)	67万円
一般	56万円
低所得Ⅱ(※1)	31万円
低所得Ⅰ(※2)	19万円(※3)

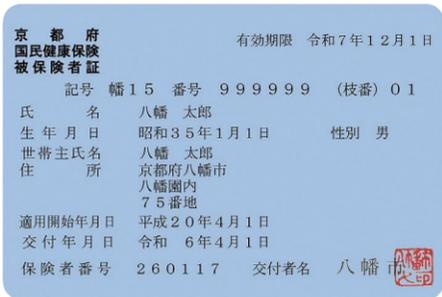
※1 市民税非課税世帯で、低所得Ⅰ以外の人。  
 ※2 市民税非課税世帯で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得が控除額を80万円として計算、給与所得者は給与所得からさらに10万円を控除)を差し引いたときに0円となる人。  
 ※3 低所得Ⅰで介護サービス利用者が複数いる世帯は、限度額が異なります。

☎国保医療課 (☎983-2962(国保)、☎983-2976(後期))

## 保険証を4月に更新

八幡市国民健康保険(国保)の保険証を4月に更新します(有効期間は令和7年12月1日まで)。ただし、有効期間内に75歳になる人は誕生日の前日まで、外国人は在留期限の翌日まで。

保険料を滞納していない人には、3月中旬に簡易書留で郵送します。届いていない場合は、国保医療課までお問い合わせください。※令和7年12月2日以降、マイナンバーカードの保険証利用を登録していない人には、紙の保険証に代わる「資格確認書」を送付する予定です。



※旧保険証は、4月1日以降、国保医療課へ返還または細かく裁断するなど、確実に処分してください。

## 国保の届け出は14日以内に

私たちは何らかの健康保険に加入しなければなりません。健康保険には、全国健康保険協会(協会けんぽ)、健康保険組合(組合健保)、共済組合などの健康保険があります。

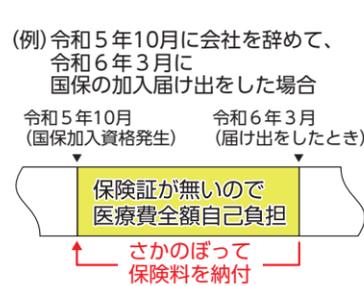
これらの健康保険に加入できない人が加入する健康保険です。家族の加入している健康保険などの扶養(同居していない)も加入できる場合があります。加入している健康保険の任意継続の保険に加入されない場合は、国保に加入することになります。

就職や退職、転入や転出などに伴って国保の加入や脱退の手続きが必要になります。届出は、**必ず14日以内**に国保医療課に届け出てください。届出に必要なのは、お問い合わせいただく



#### ■加入手続きが遅れると

届出をした日からではなく、国保の加入資格が発生した月までさかのぼって保険料を納めなければなりません(遡及制度)。また、その間の医療費は全額自己負担となります。



#### ■交通事故に

交通事故にあった時は、すぐに国保医療課に届け出てください。届け出をすれば国民健康保険証を使って治療を受けていただけます(一時的に国保が医療費を立て替え、加害者に請求します)。

☎国保医療課国保年金係 (☎983-2962)

## 市税等の納付は便利な口座振替のご利用を

国民健康保険料(第10期分)の納期限は4月1日(月)です。納期限までに市税等取扱金融機関やコンビニ、スマホ決済(PayPay、LINE Pay)、市役所で納付をお願いします。

口座振替をご希望の方は、引き落としを希望する月の前月15日までに口座振替依頼書を市税等取扱金融機関(市外の金融機関に依頼書がない場合あり)や市役所へ提出してください。

※ゆうちょ銀行をご利用の場合は、直接ゆうちょ銀行へお申し込みください。

☎市税に関すること = 税務課市民税係 (☎983-2481)、国民健康保険料に関すること = 国保医療課国保年金係 (☎983-2962)

※納期限までに納付がない場合は督促状(督促手数料100円を加算)を送付し、京都府と京都市を除く府内25市町村で組織する広域連合「京都地方税機構」に徴収事務を移管します。

## 令和6年4月から一部区域でごみの収集曜日が変わります

区域名	プラマーク製品・燃やさないごみ	
	変更前	変更後
男山泉(橋本南山線より東側)	木	水
男山松里(橋本南山線より北東部)	水	火
美濃山千原谷	月	水
八幡安居塚(北側:主要道路沿い集積場)	水	火
八幡中ノ山(87番地)	水	火
八幡福祿谷	水	火

※燃やすごみの収集曜日の変更はありません。

令和6年4月から一部区域において、プラマーク製品と燃やさないごみの収集曜日が変わりますので、ご注意ください。他の区域は、収集曜日に変更ありません。なお、3月中旬ごろに全戸配布するチラシ「令和6年度八幡市環境事務所からのお知らせ」には、ごみの出し方を掲載しますので、ご確認ください。

☎環境業務課 (☎983-5340)